

実用新案制度の改正について



中野 裕二*

目 次

- 一 はじめに
- 二 改正に至る経緯
- 三 改正法の概要
- 四 おわりに

一 はじめに

実用新案制度の改正を含む「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成16年法律第79号）」が、平成16年5月28日に国会で成立し、同年6月4日に公布された。今回の実用新案制度の改正は、平成5年改正後の早期保護を目的とした無審査登録制度の根幹を残しつつ、実用新案制度の魅力を高めるものである。また、早期保護に適した技術であっても特許権による保護が選択されている現在に対し、改正後は、実用新案権による保護を積極的に選択できるようになることから、特許出願件数を相対的に減少させ、もって特許審査の迅速化に資するものである。

筆者は、特許庁制度改正審議室の一員として、今回の実用新案制度の改正作業に携わる機会を得たことから、本稿で、今回の改正に至る経緯及び改正内容を解説することとしたい。なお、本稿中の意見については筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

二 改正に至る経緯

1. 実用新案制度の概要

実用新案制度は、産業政策上、特許法の保護対象とされない小発明を積極的に保護奨励する制度として、明治38年（1905年）に創設された。創設以来、実用新案制度はその役割を十分に果たしてきたが、我が国の技術水準の向上、審査順番待ち期間の長期化及び早期権利保護の要請を背景に、平成5年、早期登録が可能な無審査主義への移行という実用新案制度の大改正が行われた。

実用新案制度の最大の魅力は、早期登録にある。審査主義を採用する特許制度では不可能な、出願から

数ヵ月での登録が可能であり、早期保護に有効な制度である。また、無審査で登録される権利の濫用を防止するため、権利の行使には、特許庁の審査官による新規性・進歩性等の評価が記載された実用新案技術評価書（以下「評価書」という。）の提示が必要となっている。この評価書の作成は、特許審査よりも優先的に行われており、実用新案技術評価の請求（以下「評価請求」という。）が行われてから数ヵ月で作成されている。したがって、権利行使も早期に行うことができる。なお、誤解がないように付記しておくが、新規性・進歩性等の評価は、特許審査と同様の手法で行われており、特許審査の的確性と実用新案技術評価の的確性には何ら差異はない。

審査主義と無審査主義の他に挙げられる特許制度と実用新案制度の主な相違点として、①権利付与対象について、特許制度は「物」及び「方法」であるのに対し、実用新案制度は「物品の形状、構造又は組合せに係るもの」であること、②存続期間について、特許権は出願の日から20年であるのに対し、実用新案権は出願の日から6年であること、③訂正について、特許制度は特許請求の範囲の減縮等を目的とするものを認めているのに対し、実用新案制度は請求項の削除を目的とするもののみ認めていること、④特許制度のコストより実用新案制度のコストの方が安いこと、が挙げられる。

2. 実用新案制度ワーキンググループ

(1) 実用新案制度ワーキンググループ設置

平成5年の大改正から10年が経過し、実用新案制度の見直しの必要性を検討する時期となっていたこと、及び、平成5年改正後、特許出願件数は増加を続ける一方、実用新案登録出願件数は減少し、平成14年には8千件強となっていたことを背景に、平成15

* 特許庁特許審査第四部審査官（前特許庁制度改正審議室室長補佐）

年7月1日、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に実用新案制度ワーキンググループ（座長：大淵哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授）が設置された。

(2) ワーキンググループでの主な検討事項

ワーキンググループでの主な検討事項は、以下のとおりであった。

① 実用新案制度の在り方（存廃）

実用新案登録出願件数が減少する現在において、開発リードタイム及び製品ライフサイクルが短いために早期実施が必要な技術の保護という要請は現在においても存在するの否か、また、特許制度と実用新案制度の二つの保護制度を並存させることの意義・効果は認められるの否かの検討を行った。

② 権利付与対象の在り方

現行の実用新案制度の下では、権利付与対象が「物品の形状、構造又は組合せに係るもの（以下「物品の形態的要件」という。）」に限定されているため、早期保護を必要とする技術であっても物品の形態的要件を満たしていないものは、実用新案権で保護することができない。したがって、権利付与対象を拡大すべきか否かの検討を行った。

③ 存続期間の在り方

実用新案権の存続期間が出願から6年と短いことが、実用新案制度の魅力を減少させており、特許出願件数が増大し、実用新案登録出願件数が減少している一つの要因として挙げられる。したがって、存続期間を延長すべきか否かの検討を行った。

④ 特許制度との調整の在り方（実用新案登録に基づく特許出願制度の導入）

実用新案登録出願は係属している期間が短いため、実用新案登録出願をした後に特許出願へ変更することが非常に制限されている。このため、特許権の保護が必要となる可能性を排除できない場合には、実用新案登録出願ではなく特許出願を行わざるを得ず、この変更の制限が特許出願件数の増加及び実用新案登録出願件数の減少の一因であるとも考えられる。したがって、実用新案権の設定登録後においても特許出願へ変更することを可能とする制度を導入すべきか否かの検討を行った。

⑤ 権利範囲の訂正の在り方

権利範囲の訂正として請求項の削除しか認められないのでは権利範囲の訂正が十分に行えない場合があ

り、権利者に酷であるため、訂正範囲の制限を緩和すべきとの要請がある。したがって、訂正の許容範囲を拡大すべきか否かの検討を行った。

(3) 報告書の内容

ワーキンググループでは、平成15年12月まで全5回にわたり上記検討事項に関して審議し、その結果を報告書に取りまとめた。そして、平成16年1月に産業構造審議会知的財産政策部会においてその報告書が部会の報告書として決定された。報告書の内容は、以下のとおりである。なお、報告書は特許庁ホームページ（資料室（答申・報告書・講演録）〈答申等〉実用新案制度の魅力向上に向けて）（http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/toushintou/um_wg_report.htm）において閲覧可能となっているので、報告書の詳細についてはそちらを参照されたい。

① 実用新案制度の在り方（存廃）について

無審査制度は国際競争力を阻害する、又は実用新案制度の役割は終えたとして特許制度に一本化すべきとの意見もあったが、早期実施が必要な技術の保護という要請は現在も存在し、また、実用新案制度が有効として引き続きこれを利用したいとの個人及び中小企業の要望が根強いことも勘案すると、実用新案制度は存続することが適当である。

② 権利付与対象の在り方について

権利付与対象拡大と権利付与対象維持との意見に大きく分かれたが、物質等については早期保護の必要性が乏しいこと、プログラムや物質等を実用新案制度の権利付与対象とすることに対する弊害について強い懸念があることを考慮すると、現行の要件を維持することが適当である。

③ 存続期間の在り方について

不安定な権利の存続期間を延長することは第三者の監視負担を増加させるため、延長すべきでないとの意見もあったが、存続期間を延長すべきとの意見が多数であった。出願人の要請及び国際調和の観点（ドイツ、中国及び韓国は10年）から、存続期間は出願の日から10年にすることが適当である。

④ 特許制度との調整の在り方（実用新案登録に基づく特許出願制度の導入）について

実用新案権の設定登録後であっても、技術動向の変化に対応して特許出願したいという出願人の要請を考慮し、実用新案登録に基づく特許出願制度を導入することが適当である。また、その導入の際には、いくつ

かの措置を講ずることが必要である。

⑤ 権利範囲の訂正の在り方について

出願人の要望を考慮すると、訂正の許容範囲については拡大することが適当である。ただし、無審査登録制度であることによる第三者負担の増大に配慮し、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正については制限を設ける必要がある。

(4) 立案作業から法律公布まで

特許庁において上記報告書に基づいた立案作業が行われ、平成 16 年 2 月 10 日に、実用新案制度の改正案を含む「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）」が閣議決定された。当該法律案は第 159 回国会へ同日に提出され、同年 5 月 28 日に国会で成立し、同年 6 月 4 日に法律第 79 号として公布された。

三 改正法の概要

1. 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入

実用新案登録出願から特許出願へ変更できる期間を実質的に延長するために、以下の措置を設けつつ、実用新案権の設定登録後に実用新案登録に基づいて特許出願（以下「実用新案登録に基づく特許出願」という。）を行うことを可能とする制度を導入している。なお、実用新案権の設定登録前は、現行制度同様、出願変更を用いることができる。

(1) 基礎とした実用新案権の放棄

同一技術に係る実用新案権及び特許出願が存在することは、第三者の監視負担を増大させる。それを防止するために、実用新案登録に基づく特許出願をする場合には、その出願の際に基礎とした実用新案権を放棄しなければならないこととしている（改正特許法第 46 条の 2 第 1 項柱書き）。なお、同項柱書きで委任されている省令はまだ制定されていないが、実用新案登録に基づく特許出願をする際に、基礎とする実用新案権の登録抹消を申請することになるであろう。

(2) 出願からの期間による時期的制限

特許審査請求期間の実質的な延長を防止するため、実用新案登録出願から 3 年以内に限り、実用新案登録に基づく特許出願を可能としている（改正特許法第 46 条の 2 第 1 項第 1 号）。

(3) 評価請求に係る制限

① 出願人又は権利者による評価請求に伴う制限

評価請求（42,000 円 + 1,000 円 × 請求項数）は、特

許審査請求（168,600 円 + 4,000 円 × 請求項数）よりコストが安い。また、評価書は評価請求から数ヶ月で作成される。そのため、評価請求について何ら制限がない場合、評価書を実用新案登録に基づく特許出願の先行技術調査代わりに用いられることが懸念される。そのような評価書の使われ方は評価書制度の趣旨に反し、また、特許審査迅速化が喫緊の課題となっている現在において、評価請求の増大による特許庁の審査負担の増大も見込まれる。

したがって、評価書の先行技術調査代用を防止するため、出願人又は権利者による評価請求後は、その評価請求された実用新案登録に基づく特許出願をすることができないこととしている（改正特許法第 46 条の 2 第 1 項第 2 号）。

② 出願人又は権利者でない者による評価請求と評価請求手数料の返還

出願人又は権利者でない者による評価請求によって、すぐに実用新案登録に基づく特許出願ができなくなることは、出願人又は権利者にとって酷である。そのため、出願人又は権利者でない者による評価請求があった旨の最初の通知を受け取った日から 30 日を経過するまでは、その評価請求された実用新案登録に基づく特許出願を可能としている（改正特許法第 46 条の 2 第 1 項第 3 号）。なお、この 30 日の法定期間には遠隔地等による延長規定（改正特許法第 4 条）及び追完規定（改正特許法第 46 条の 2 第 3 項）がある。そして、評価請求から上記期間経過前までに実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は、その評価請求はされなかったものとみなし、その旨を請求人に通知し（改正実用新案法第 12 条第 7 項）、評価請求手数料を返還することとしている（改正実用新案法第 54 条の 2 第 1 項）。なお、請求なしに手数料を返還することとなっているが、実際には、返還先の口座等を特許庁に知らせる必要がある。

③ 基礎とした実用新案登録に対する評価請求の制限

実用新案登録に基づく特許出願を行った後に基礎とした実用新案登録に対する評価請求が可能であれば、上記同様に評価書の先行技術調査代用（実用新案登録に基づく特許出願の審査請求を行うか否かの判断に用いられる。）の問題が発生する。したがって、実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に対しては、評価請求をすることができないこととしている（改正実用新案法第 12 条第 3 項）。

(4) 無効審判との関係

① 無効審判請求に伴う制限

実用新案登録に基づく特許出願がなされた後においては、基礎とされた実用新案権は放棄され、かつ権利行使できない（上記(3)③のとおり、評価請求できないため）ものであるから、請求人の実用新案登録を無効にする利益が大きく減少する（無効にすることにより実用新案法第29条の3が適用される場合等があり、無効にする利益は必ずしも消滅しない）。そのため、無効審判の審理が進行した後に実用新案登録に基づく特許出願が行われると、それまでの審理が無駄となる可能性が高い。したがって、実用新案登録に対する無効審判請求があった場合は、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできないこととしている（改正特許法第46条の2第1項第4号）。

② 無効審判請求及び参加申請の取下げ並びにそれらの手数料の返還

上記のとおり、実用新案登録に基づく特許出願がなされた後においては基礎とした実用新案登録を無効にする利益が大きく減少する。そのため、無効審判請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は請求人にその旨を通知し（改正実用新案法第39条第5項）、通知を受けた日から30日以内にその無効審判請求を取り下げたときは、その取下日から6月以内の請求により無効審判請求手数料を返還することとしている（同法第54条の2第2項及び第3項）。なお、その旨の通知を受けた日から30日以内は、相手方の承諾なしに無効審判請求を取り下げることができる（同法第39条の2第3項）。

同様に、無効審判請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は参加人にその旨を通知し（同法第39条第5項）、通知を受けた日から30日以内にその参加申請を取り下げたときは、その取下日から6月以内の請求により参加申請手数料を返還することとしている（同法第54条の2第4項及び第7項）。また、上記期間内において参加申請を取り下げる前に審判請求が取り下げられたときは、審判手続を続行する場合を除き、その取下日から1年以内の請求により参加申請手数料を返還することとしている（同法第54条の2第8項及び第9項）。

なお、これらの30日の法定期間には、それぞれ遠隔地等による延長規定（同法第39条の2第4項及び

同法第54条の2第5項において準用する改正特許法第4条）及び追完規定（改正実用新案法第39条の2第5項及び同法第54条の2第6項）がある。

③ 基礎とした実用新案登録の無効との関係

実用新案登録に基づく特許出願後に基礎とした実用新案登録が無効となった場合については何ら規定がないため、その場合において実用新案登録に基づく特許出願に影響があるか否かの問題がある。類似の問題として、もとの出願が却下になった場合における国内優先権主張出願の取扱いがあるが、国内優先権主張出願後にもとの出願が却下になった場合であっても、国内優先権主張出願に影響はない。したがって、実用新案登録に基づく特許出願後に基礎とした実用新案登録が無効となった場合であっても、その実用新案登録に基づく特許出願に影響はない。

(5) 出願時遡及の要件

実用新案登録に基づく特許出願は、出願時に存在している実用新案登録に基づいているため、実用新案登録に基づく特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）に記載した事項が、実用新案登録の願書に添付した明細書等（登録されている明細書等）に記載した事項の範囲内である場合に限り、実用新案登録に基づく特許出願は基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされることとしている（改正特許法第46条の2第2項）。なお、違法な補正・訂正があったために、実用新案登録に基づく特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が、実用新案登録の願書に添付した明細書等（登録されている明細書等）に記載した事項の範囲内ではあるが、実用新案登録出願の最初に願書に添付した明細書等（出願当初の明細書等）に記載した事項の範囲外の事項を含んでいる場合が考えられる。この場合、出願時に記載されていなかった事項に出願時遡及の利益を与えることはあり得ないため、当然に出願時に遡及しない。

(6) 実用新案登録に基づく特許出願から実用新案登録出願への変更の禁止

実用新案権をいったん放棄し、特許権での保護を選択していること、及び再度実用新案登録出願へ戻り、分割等を行え得ることは、実用新案登録に基づく特許出願を行わなかった実用新案登録には不可能なことであり、そのような利用手法は実用新案登録に基づく特許出願制度の趣旨に反する。したがって、実用新案登

録に基づく特許出願及びその分割出願については、実用新案登録出願への変更を禁止している（改正実用新案法第10条第1項）。また、意匠登録出願経由の変更も防止するため、実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願についても、実用新案登録出願への変更を禁止している（同法同条第2項）。

(7) 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に係る考案との関係

当然のことであるが、実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に係る考案とが同一であっても、特許法第39条第4項（先後願）の拒絶・無効理由に該当しないこととしている（改正特許法第39条第4項）。

(8) 専用実施権者等の承諾及び特別の授権

上記(3)③にあるように、実用新案登録に基づく特許出願は、もともと存在していた実用新案登録に対する評価請求を禁止するものである。そのため、実用新案権の放棄とは別に、実用新案登録に基づく特許出願をするには、専用実施権者等の承諾（改正特許法第46条の2第4項）及び委任代理人は特別の授権（改正特許法第9条）を要することとしている。

(9) 変更出願同様の規定

実用新案登録に基づく特許出願は、変更出願と類似しているため、変更出願と同様の規定が置かれている。

- ① 国内優先権主張出願の基礎とすることはできない（改正特許法第41条第1項第2号，改正実用新案法第8条第1項第2号）。
- ② 出願審査の請求は、出願の日から3年を経過しても現実の出願日から30日以内であれば可能としている（改正特許法第48条の3第2項）。

2. 実用新案権の存続期間の延長

(1) 存続期間の延長

実用新案権の魅力を高めるため、現行の実用新案権の存続期間である出願の日から6年から、出願の日から10年に延長している（改正実用新案法第15条）。

(2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ

新設される第7年から第10年までの登録料による収入増を考慮した収支均衡の観点、及び出願時の負担を軽減すべきとの要請を踏まえて、以下のように登録料を改定している（改正実用新案法第31条第1項）。

各年の区分	現行の登録料	改正後の登録料
第1年から第3年	7,600円 + 700円 × 請求項数	2,100円 + 100円 × 請求項数
第4年から第6年	15,100円 + 1,400円 × 請求項数	6,100円 + 300円 × 請求項数
第7年から第10年	—	18,100円 + 900円 × 請求項数

3. 訂正の許容範囲の拡大

(1) 実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の追加

訂正の許容範囲を拡大するため、現行制度において許容されている請求項の削除を目的とする訂正（改正実用新案法第14条の2第7項）に加え、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明りょうでない記載の釈明（以下「実用新案登録請求の範囲の減縮等」という。）を目的とする訂正（同法同条第2項）を追加している。なお、特許制度同様に、新規事項の追加及び実用新案登録請求の範囲を実質上拡張・変更することは禁止している（同法同条第3項及び第4項）。

しかしながら、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を制限なしに認めた場合、出願当初に不当に広い権利範囲の請求項が記載されることが多くなり、広い権利範囲のうちどの範囲について實際上権利が有効であるかを確認するために、第三者は過大な調査負担を負うことになる。また、訂正がある度に評価請求され、特許庁の評価書作成負担が増大することも考えられる。一方、評価書の謄本又は無効審判の請求書の副本を取得した後に訂正をしたいという要望は強い。

したがって、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正のできる期間を、最初の評価書の謄本の送達の日から2月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまでのどちらか早い方までとし（同法同条第1項第1号及び第2号）、訂正が認められる回数は1回のみとしている（同法同条同項柱書き）。また、実質的に複数回の訂正がされることを防止するため、訂正した明細書等の自発補正はできない（同法第2条の2第3項）。なお、この2月の法定期間には、遠隔地等による延長規定（同法同条第5項において準用する改正特許法第4条）及び追完規定（改正実用新案法第14条の2第6項）がある。

他方、請求項の削除を目的とする訂正は、現行制度同様、原則として何時でも何回でも可能である。

(2) 訂正した明細書等に対する基礎的要件の判断

実用新案制度においては、第6条の2に規定されている要件（以下「基礎的要件」という。）を満たしているもののみ登録されている。そのため、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正後の明細書等についても、登録されるためには基礎的要件を満たしていなければならない。よって、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正後の明細書等についても、基礎的要件を満たさないときは補正命令の対象としている（改正実用新案法第14条の3）。

(3) 特許法同様の規定

特許法と同様に、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が可能となったため、特許法と同様の規定を設けている。

- ① 実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正においては、訂正要件を満たさない訂正が行われる可能性があるため、訂正の要件を満たさないことを無効理由に追加している（改正実用新案法第37条第1項第7号）。
- ② 訂正箇所を分かるようにするため、実用新案公報は要部掲載から全文掲載へ変更している（改正実用新案法第14条第3項第4号）。
- ③ 訂正をするには訂正書を提出し、訂正書には訂正した明細書等を添付する必要がある（同法第14条の2第10項）。
- ④ 訂正後の明細書等は実用新案公報に掲載される（同法同条第12項）。
- ⑤ 無効審判請求後の訂正に対応して無効審判請求書の請求の理由を補正する必要がある場合は、要旨を変更する補正であっても許可される（同法第38条の2第2項第1号）。
- ⑥ 訂正があったときは、実用新案登録証が交付される（同法第50条第1項）。
- ⑦ 外国語実用新案登録出願（国際出願）に係る誤記の訂正を目的とする訂正は、その国際出願日の明細書等（原文）に記載した事項の範囲内で行うことができる（同法第48条の13の2）。

(4) 留意点

① 訂正後の権利行使

実用新案権は、評価書を提示して警告した後でなければ権利行使することができない。そこで、訂正前に評価書を取得している場合、訂正後においてもその訂正前の評価書を提示して警告することで、その実用新案権を行使できるかが問題となる。この場合、訂正に

より登録実用新案は変更されているので、訂正前の評価書ではなく、訂正後の評価書を提示して警告した後でなければ権利行使することはできない。

② 評価書取得後の訂正における再度の評価請求の必要性

特許審査においては、拒絶理由通知後に補正書が提出されたときは、特許査定、拒絶査定又は再度の拒絶理由通知がなされる（一の審査請求に対し一の審査（査定まで）がなされる。）。他方、評価書作成においては、評価書作成後に訂正書が提出されたときは、訂正が登録されるのみで、新たな評価書は作成されない（一の評価請求に対し一の評価書が作成される。）。したがって、評価書取得後に訂正を行った場合において、訂正後の登録実用新案に対する評価書を取得したいときは、再度の評価請求を行う必要がある。

③ 訂正要件の審査及び評価

特許制度においては、訂正審判において訂正要件が審査され、訂正要件を満たしていない限り、訂正は認められない。他方、実用新案制度においては、無審査主義を採用していることから、訂正要件は審査されず、訂正要件を満たしていなくともそのまま登録される。訂正要件を満たしていない訂正が登録された場合は、無効審判で実用新案登録が無効にされることとなる。

また、実用新案制度は、原則として、当事者間で実用新案権についての問題を解決する制度となっている。訂正要件を満たしているか否かの判断は当事者に過大な負担を負わせるものではないから、評価書において訂正要件の評価は行われぬ。なお、この訂正の取扱いは、現行制度における補正と同様の取扱いとなっている。

④ 一部の請求項に対する評価請求又は無効審判請求がなされた場合

訂正を行う時期的制限として、評価請求及び無効審判請求に係るものがあるが、請求項ごとに別々に取り扱う特則である実用新案法第50条の2には訂正の時期的制限に関する規定が追加されていない。そのため、一部の請求項についてのみ評価請求又は無効審判請求がなされた場合であっても、その一部の請求項に関する箇所だけでなく、実用新案登録の明細書等全体について時期的制限は適用される。

4. 施行日及び経過措置

今回の実用新案制度の改正事項については、その施

行日は平成17年4月1日である。また、施行日以後の実用新案登録出願及びその実用新案登録から適用され、施行日前の実用新案登録出願及びその実用新案登録には適用されない。

四 おわりに

今回の実用新案制度の改正により、実用新案制度の魅力が向上した。また、近年問題となっている模倣品への対策として、早期保護が可能な実用新案権は有効な手段であるといえる。さらに、実用新案制度を創設した国は多くあるが、実用新案制度を廃止した国はないことから（筆者調べによる。）、実用新案制度は有効な制度であるといえるのではないだろうか。一方、評価書の記載手法を請求人に分かり易くする運用の改善も行われた（「実用新案技術評価書の作成」の審査

基準改訂（平成16年7月28日付）。

現状においては、実用新案制度の使いづらさから、技術の保護について実用新案権による保護を考慮せず、特許出願のみを行っている出願人もいると思料される。そのような出願人においても、今回の制度改正を機会に、特許制度及び実用新案制度のメリット・デメリットを比較しつつ、特許権又は実用新案権による保護のどちらが適切であるかを検討することになるであろう。そして、実用新案権による保護が適切と判断された場合、実用新案登録出願を積極的にするようになると考えられる。

創造された新たな技術について、その技術に適した保護が行われることにより、発明・考案を創造する意欲が向上し、ひいては日本の技術競争力が向上することを期待している。

（原稿受領 2004.9.6）